

地域の実情に合わせた 道路構造令見直しへ 道路整備を促進

国土交通省は、地域の実情に合わせた道路整備を促進するため、道路構造令の見直しに向けた検討に乗り出した。24日に有識者による検討委員会の初会合を開き、今後の議論の進め方などを確認した。まず道路構造令の問題点を探るため、すべての地方公共団体を対象に実態調査を実施した上で、規定の見直しや運用改善の在り方についての提言を12月までにまとめることにした。

道路構造令は、道路の安全性や円滑性を確保する観点から最小限保持すべき基準を定めた政令で、昭和45年に制定された。地域ごとの状況に対応するための柔軟規定などがあるものの、例えば歩行者が少ない地域に両側歩道が存在するなど、過大な道路整備の原因になっているとの指摘も多い。

そこで国土交通省は道路構造令の在り方をあらためて検討するため、「柔軟性のある道路構造令のあり方検討委員会」(委員長・桑原雅夫東京大学学生)を設置した。

24日の初会合では、国土交通省道路局企画課の徳山日出男課長が「地方分権の流れが加速する中、道路構造令の在り方についても新たな議論が必要になっている。問題点を徹底的に洗い出し、見直すべき点は速やかに見直していかなければならない」と強調。同委員会がまとめる提言を受け、国土交通省が早急に規定改定などを進めていく考えを示した。

E A 21セミナー

加東「他県参考」に検討

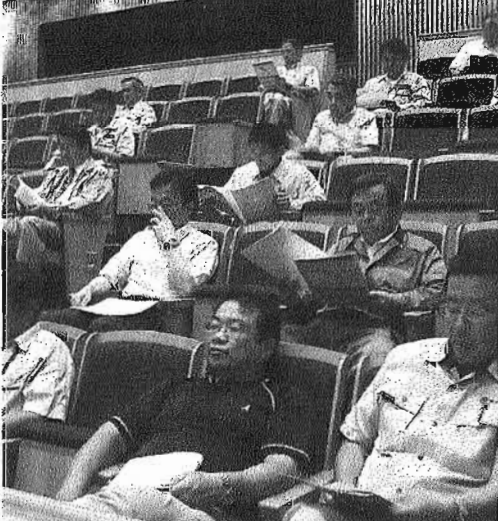
県など

国のガイドラインに基づく中小企業向けの環境経営システム「エコアクション21」(E A 21)に関するセミナーが24日、鹿児島市のかこしま県民交流センターであった。建設業の事業主ら約100人が参加し、その概要や運用方法、取り組みによるメリット等について学んだ。格付け基準への反映について、県は他県

の導入事例などを参考に、検討していく方針を示した。(一面参照)

県とE A 21地域事務局のかこしまの共催で開催されたセミナー。21年度の県建設工事入札参加資格審査の新規項目に盛り込まれたこともあって、建設業から多数の関係者が参加した。

概要については、E A 21審査人の川畑義廣氏が



入札参加資格審査を踏

解説。環境配慮の取り組みは、企業の社会的責任の一つ。その目的や内容を経営トップが理解し、率先して行動することが大切」と呼び掛けた。ほか、国際規格として位置付けられるISO 14001との違いや低金利融資等の優遇措置、自治体インシニアティブプログラムに関する説明もあった。

概要説明に聞き入る参加者。鹿児島市のかこしま県民交流センターで。

長年にわたり本県設計業界の発展に尽力してきた上原満氏(南双設計事務所社長)が9月22日死去した。66歳。葬儀告別式は25日午後1時から、鹿児島市の吉田葬祭(099・247・145)で執り行われる。喪主は妻・育代さん。

同氏は、今日まで県建築士事務所協会本部常務理事や県建築士会の理事を長年にわたり務めてきた。その間、県建築士事務所政治連盟の幹事長や県建築士会の事業委員長として会の運営に奔走。中でも薩摩街道保存会の「薩摩街道めぐり隊」にも積極的に参加するなど、若手をリードしてきた。また、先月催された親善交流会「納涼の夕べ」を成功させたばかりだった。

01との違いや低金利融資等の優遇措置、自治体インシニアティブプログラムに関する説明もあった。

また、内容については、県監理用地課建設係の榎本光純主査が説明。「現在、庁内に作業部会を設置し、入札格付け制度の全般的な見直しを検討している。今回の申請受け付けにあたっては、新たにE A 21、K E S、エコステージ等の認証取得状況も盛り込んだ」と指摘した。

参加者からは、既に格付けに反映されているISO 14001との点数格差に関する質問が寄せられたが、

21年度の県建設工事入札参加資格審査の申請受け付け(県内業者)は10月1日から11月27日まで、県内8会場で行われる。

府県・市区町村を対象として10月15日までに回答を求める。調査項目は、▽地域の実情に応じた道路整備を推進する際に、道路構造令の規定が支障となった事例、または規定の適用に当たり苦慮した事例▽道路構造令の柔軟規定についての認知度や適用頻度、適用しない

府県・市区町村を対象として10月15日までに回答を求める。調査項目は、▽地域の実情に応じた道路整備を推進する際に、道路構造令の規定が支障となった事例、または規定の適用に当たり苦慮した事例▽道路構造令の柔軟規定についての認知度や適用頻度、適用しない

自治体に対する国からの義務付け事項や、全国統一の基準など、関係するすべての項目について、今後必要なのか、撤廃すべきかの考え方を示した。

国土交通省関係では、全庁中最も多い147の法律が対象となる。地方分権に関係する具体的な事項数は、これから省庁と調整するため明言し

府県・市区町村を対象として10月15日までに回答を求める。調査項目は、▽地域の実情に応じた道路整備を推進する際に、道路構造令の規定が支障となった事例、または規定の適用に当たり苦慮した事例▽道路構造令の柔軟規定についての認知度や適用頻度、適用しない

府県・市区町村を対象として10月15日までに回答を求める。調査項目は、▽地域の実情に応じた道路整備を推進する際に、道路構造令の規定が支障となった事例、または規定の適用に当たり苦慮した事例▽道路構造令の柔軟規定についての認知度や適用頻度、適用しない

自治体に対する国からの義務付け事項や、全国統一の基準など、関係するすべての項目について、今後必要なのか、撤廃すべきかの考え方を示した。

国土交通省関係では、全庁中最も多い147の法律が対象となる。地方分権に関係する具体的な事項数は、これから省庁と調整するため明言し

府県・市区町村を対象として10月15日までに回答を求める。調査項目は、▽地域の実情に応じた道路整備を推進する際に、道路構造令の規定が支障となった事例、または規定の適用に当たり苦慮した事例▽道路構造令の柔軟規定についての認知度や適用頻度、適用しない

府県・市区町村を対象として10月15日までに回答を求める。調査項目は、▽地域の実情に応じた道路整備を推進する際に、道路構造令の規定が支障となった事例、または規定の適用に当たり苦慮した事例▽道路構造令の柔軟規定についての認知度や適用頻度、適用しない

自治体に対する国からの義務付け事項や、全国統一の基準など、関係するすべての項目について、今後必要なのか、撤廃すべきかの考え方を示した。

国土交通省関係では、全庁中最も多い147の法律が対象となる。地方分権に関係する具体的な事項数は、これから省庁と調整するため明言し

府県・市区町村を対象として10月15日までに回答を求める。調査項目は、▽地域の実情に応じた道路整備を推進する際に、道路構造令の規定が支障となった事例、または規定の適用に当たり苦慮した事例▽道路構造令の柔軟規定についての認知度や適用頻度、適用しない

府県・市区町村を対象として10月15日までに回答を求める。調査項目は、▽地域の実情に応じた道路整備を推進する際に、道路構造令の規定が支障となった事例、または規定の適用に当たり苦慮した事例▽道路構造令の柔軟規定についての認知度や適用頻度、適用しない

自治体に対する国からの義務付け事項や、全国統一の基準など、関係するすべての項目について、今後必要なのか、撤廃すべきかの考え方を示した。

国土交通省関係では、全庁中最も多い147の法律が対象となる。地方分権に関係する具体的な事項数は、これから省庁と調整するため明言し

府県・市区町村を対象として10月15日までに回答を求める。調査項目は、▽地域の実情に応じた道路整備を推進する際に、道路構造令の規定が支障となった事例、または規定の適用に当たり苦慮した事例▽道路構造令の柔軟規定についての認知度や適用頻度、適用しない

府県・市区町村を対象として10月15日までに回答を求める。調査項目は、▽地域の実情に応じた道路整備を推進する際に、道路構造令の規定が支障となった事例、または規定の適用に当たり苦慮した事例▽道路構造令の柔軟規定についての認知度や適用頻度、適用しない

自治体に対する国からの義務付け事項や、全国統一の基準など、関係するすべての項目について、今後必要なのか、撤廃すべきかの考え方を示した。

国土交通省関係では、全庁中最も多い147の法律が対象となる。地方分権に関係する具体的な事項数は、これから省庁と調整するため明言し

九州7県の建設情報をネットワークで結ぶウェブ九州誕生!!

◆Web九州

福岡・大分・佐賀・長崎・熊本・宮崎・鹿児島の九州7地区の情報を網羅する入札情報配信サービス

◆Web福岡

福岡県内の国・県・市町村の建設関連の情報を網羅する建設ネット

無料体験キャンペーン実施中!!

kyusyu@web-kyusyu.com

株式会社ウェブ九州

〒812-0017 福岡市博多区美野島3丁目13-2
TEL 092(414)0160・FAX 092(414)0169
URL: http://www.web-kyusyu.com